

目 次

規 則	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	1
2 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	3
3 新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則	4
4 新潟県自治会館条例施行規則の一部を改正する規則	5

規 則

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

平成 30 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 1 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 2 号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 3 号)
- (4) 新潟県自治会館条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 4 号)

新潟県市町村総合事務組合規則第 1 号

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 16 年規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当の成績率) 第 20 条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応	(勤勉手当の成績率) 第 20 条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応

じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第 26 条第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1) 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評点（確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 6 月に支給する場合には 100 分の 105 以上 100 分の 170 以下、12 月に支給する場合には 100 分の 115 以上 100 分の 190 以下

(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 6 月に支給する場合には 100 分の 93.5 以上 100 分の 105 未満、12 月に支給する場合には 100 分の 103.5 以上 100 分の 115 未満

(3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。）
6 月に支給する場合には 100 分の 82、12 月に支給する場合には 100 分の 92

(4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前 6 箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 6 月に支給する場合には 100 分の 82 未満、12 月に支給する場合には 100 分の 92 未満

2・3 （略）

第20条の2 再任用職員の成績率は、当該職

じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第 26 条第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1) 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評点（確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 100 分の 105 以上 100 分の 170 以下

(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100 分の 93.5 以上 100 分の 105 未満

(3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。）
100 分の 82

(4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前 6 箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100 分の 82 未満

2・3 （略）

第20条の2 再任用職員の成績率は、当該職

員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。

- (1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の42以上、12月に支給する場合には100分の47以上
- (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の長の定める職員を除く。） 6月に支給する場合には100分の38.5、12月に支給する場合には100分の43.5
- (3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の長の定める職員 6月に支給する場合には100分の38.5未満、12月に支給する場合には100分の43.5未満

2 (略)

員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。

- (1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の42以上
- (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の長の定める職員を除く。） 100分の38.5
- (3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の長の定める職員 100分の38.5未満

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

新潟県市町村総合事務組合規則第2号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則（平成16年規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（育児休業条例第2条の3第3号イの規則で定める場合に該当する場合） 第1条の3 (略)	（育児休業条例第2条の3第3号イの規則で定める場合に該当する場合） 第1条の3 (略)

(育児休業条例第2条の4第2号の規則で定める場合に該当する場合)

第1条の4 前条の規定は、育児休業条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合又は同条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2週間)前までに行うものとする。

2 (略)

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合にあっては、2週間)前までに行うものとする。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第3号

新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合財務規則(平成16年規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(契約書の省略) 第26条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号又は第6号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降において支出が予定される <u>とき(同号の随意契約に係るものを除く。)</u> 又は概算払、前金払(同項第3号の契約及び会場借上げ契約に係るものを除く。)若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。 3 (略)	(契約書の省略) 第26条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号又は第6号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降において支出が予定される <u>とき又は概算払、前金払(同項第3号の契約及び会場借上げ契約に係るものを除く。)</u> 若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第 4 号

新潟県自治会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県自治会館条例施行規則（平成 18 年規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の納付)</p> <p>第 9 条 条例第 6 条に規定する<u>使用料等</u>は、管理者が指定した期日までに納付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料等の免除)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 前項第 3 号の事由により<u>使用料等</u>の免除を受けようとする者は、<u>使用料等の免除を受けようとする理由等を記載した書面を提出し、承認を受けなければならない。ただし、管理者が認める場合は、書面の提出を省略することができる。</u></p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第 11 条 条例第 9 条ただし書の規則で定める事由は、次の各号に掲げるものとし、当該事由により還付する額は、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 災害その他の事故により使用ができなくなったこと <u>使用できなかった期間の使用料等相当額</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(使用料等の納付)</p> <p>第 9 条 条例第 6 条に規定する<u>使用料及び共益分担金（以下「使用料等」という。）</u>は、管理者が指定した期日までに納付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 前項第 3 号の事由により<u>使用料</u>の免除を受けようとする者は、<u>使用料の免除を受けようとする理由等を記載した書面を提出し、承認を受けなければならない。</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第 11 条 条例第 9 条ただし書の規則で定める事由は、次の各号に掲げるものとし、当該事由により還付する額は、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 災害その他の事故により使用ができなくなったこと <u>使用料の全額</u></p> <p>(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。